

平成 14 年度 厚生労働省 税制改正 ( 評価書 )

制度名	救急医療用機器に係る課税標準の特例措置の延長			
改正の内容	<p>救急病院等の開設者が、昭和56年4月1日から平成14年3月31日までの間に新たに取得し、かつ当該医療機関において救急業務使用する救急医療用機器に対して課する固定資産税の課税標準を3年間に限り、6分の5とする措置について、対象機器を見直しのうえ、適用期限を2年間延長する。</p> <table border="1" data-bbox="979 472 1489 557"> <tr> <td data-bbox="979 472 1185 557">減税見込額 (平年度)</td> <td data-bbox="1185 472 1489 557">280百万円</td> </tr> </table>		減税見込額 (平年度)	280百万円
減税見込額 (平年度)	280百万円			
新設・拡充又は延長の理由	<p>(1) 政策目的 救急病院等において救急業務に係る傷病者に関する医療の用に供する機器について税制上の特例措置を講ずることにより、救急医療体制の整備を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 救急病院等には、傷病者に対して適切な措置を施すために所要の医療機器の導入が要請されているところであるが、通常の医療機関に比して、常時診療に従事する医師の待機、救急医療を行うために必要な施設及び設備の整備等、経済的負担が大きいことから、引き続き当該措置を講ずる必要がある。</p> <p>(3) 施策の措置の適正性 救急医療のためには一定の施設・設備が必要であり、救急医療体制の整備を推進するためにはこれらの救急医療施設等の維持に係る税負担を軽減することが適当である。</p> <p>(4) 施策の効率性 救急医療機関が救急医療のためにのみ必要な施設に関して税負担を軽減することは、救急医療体制の整備・維持を図る上で有効である。</p>			
政策の達成目標	救急医療体制の充実を図る。			
当該項目の以外支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療用機器の特別償却制度</li> <li>・ 救急医療用機器の特別償却制度</li> <li>・ 救急医療用機関の施設設備整備費、運営費に対する補助</li> <li>・ 救急医療用機器の購入に対する社会福祉・医療事業団の融資額加算</li> </ul>			
担当課名	医政局指導課			